

今日の教育課題の解決に向けて

近年、高度に発達した科学、豊かな経済に支えられた消費文化、情報化、少子化、都市化、価値観の多様化の中で、子どもの生活は大きく変化し、子どもの精神と身体が健康が脅かされてきています。特に心の問題として、耐性の欠如、自立性の不足、自己中心性、規範意識の低下、人間関係の希薄化等が大きな課題となっています。

これらの心の問題は、青少年の間に様々な問題行動を生み、特に、不登校やいじめは、大きな社会問題となっています。こうした状況にあって、学校・家庭・地域社会に真の心の居場所づくりが急がれるとともに、自他の尊厳を認め合うことのできる、たくましく心豊かな子どもの育成が重要となっています。

1 いじめ問題

いじめの問題は、豊かな人間性の形成や人権尊重の観点から見過ごすことのできない重要な問題であり、学校教育において緊急かつ総合的な取組を進める必要がある。

(1) いじめについての基本的認識

いじめとは、自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものといわれる。今日はいじめの特徴としては次のようなことがあげられる。

いじめの動機が感覚的なものであることが多い。
いじめることが遊び半分に行われ、加害者にうしろめたさや罪の意識が弱い。
方法・手段が、巧妙で陰湿化し、限度をわきまえず長期的に行われる。
親や教師に見えにくい場面で起こり、深刻な事態に発展するまで放置される。
集団で行われ、それを見ている周囲の子どもが加勢したり、傍観したりするため、いじめられる側は一層孤立化する。
特別な問題行動の見られない子どもの間でも発生しており、いわゆる「いじめの一般化」が進行している。
いじめられる側に立たなければ、自分がいじめられるという不安感からいじめられる場合がある。

「いじめ指導読本」(平成8年 京都府教育委員会)

また、今日はいじめの構造はいじめられる者、いじめられる者、それをはやしたたり、おもしろがったりする「観衆」、黙認する「傍観者」という集団が存在し、多重構造になっている。つまり、「観衆」も「傍観者」にもいじめの制止行動が期待できない以上、味方にはならず、いじめの被害者は、さら

に孤立を深めることになる。

教師は、このようないじめの特徴に留意しつつ、あくまでも、「社会で許されない行為は、子どもでも許されない」との強い認識を基本に、いじめの問題に対応しなければならない。「弱いものをいじめることは人間として絶対許されないこと」であり、「まず誰よりもいじめる側が悪い」という認識に立ち、毅然とした態度で臨む必要がある。

(2) 児童生徒への指導

ア 気軽に相談できる体制づくり

教師は、児童生徒がいじめを受けた時のつらさを打ち明けることができるよう、平素から相談しやすい雰囲気づくりに努めることが大切である。授業や学級活動はもとより、休み時間や放課後、清掃時間、部活動などあらゆる機会をとらえて、積極的に児童生徒とふれ合い、担任をはじめ養護教諭、クラブ活動の担当者、部活動の顧問などを含めて学校全体として、どこかで児童生徒の心を受け止められるようにし、日々の様子や変化を敏感にとらえるよう努める必要がある。そして、いじめの兆候をとらえたり、その訴えがあったりしたときは、じっくり話を聴き、何よりも苦しみやつらさと心理的圧迫感を親身になって受け止め、その気持ちに寄り添いながら指導・援助することが大切である。その際、いじめを知った教師が一人だけで何とかして解決しようとするのではなく、全教員の共通理解のもと、校長を中心にして組織的にいじめの解消に取り組むための体制を確立しておかなければならない。

イ 被害者の安全確保と継続指導

いじめが発生した時は、いじめられた児童生徒から目を離さず、仕返しの不安を払拭するなど、身体的、精神的な安全の確保に全力を注ぐことが最優先されなければならない。また、いじめは、一度の指導によって事象が完全に解消したと安心することはできない。いじめが完全になくなるまで注意深く徹底した指導が必要であり、継続して十分な注意を払い、折りにふれた指導が必要となる。

ウ 加害者や周囲の児童生徒への指導

毅然としたいじめへの初期対応により、いじめは人権侵害であり、絶対に許されるものではないということをわからせる指導の徹底が必要である。また、いじめの非人間性に気付かせることも大切である。被害者の身体的・精神的苦痛を共感的に理解させ、人権尊重の精神を理解させることが必要である。一方、加害者のいじめに至る状況を把握し、孤立させることなく、自分の行動について反省を促すとともに、許されないことであることが自覚できるまで指導を徹底することが必要である。

エ 命の大切さの徹底

すべての児童生徒に対して、生命や人権の大切さについての指導や生きる力をはぐくむ指導を改めて徹底するとともに、児童生徒の自殺を食い止めるためのあらゆる手だてを講じなければならない。その際、何が何でも絶対に

死んではいけないこと、死を思ったらその思いを周囲の誰であってもいいから打ち明けることを児童生徒一人一人に徹底しなければならない。

オ 児童生徒自らが解決できる力の育成

児童生徒がもつ正義感や浄化機能を高め、正義がいきわたる学校、学級づくりに努め、児童生徒自らがいじめ問題の解決に取り組むよう指導することが大切である。

(3) 教師の指導力の向上

心の教育を積極的に推進するため、児童生徒一人一人をかけがえのない存在として見つめ、児童生徒の人格のよりよい発達を支援するための資質・能力が何よりも求められる。人権侵害を鋭く見抜き、苦悩する児童生徒のいじめのサインを見逃すことなく敏感にとらえ、児童生徒と保護者の信頼にこたえられる資質能力を向上させるよう研修に努めなければならない。

特に、いじめを見抜く鋭い人権感覚や即時に指導ができる能力の向上がすべての教師に求められている。その際、教師の何気ない言動が児童生徒たちに大きな影響をもつことに留意し、えこひいきや差別を誘引するような指導について常に注意を払い、自省することが大切である。

(4) 保護者や関係機関との連携

いじめ解消のためには、家庭の教育力に期待するところが大きく、日頃から児童生徒の状況について、保護者と緊密な連携を図ることが大切である。いじめが発生した場合には、被害者、加害者とそれぞれの保護者へのきめ細かな対応が求められるが、保護者からいじめの訴えがあった場合には、まず謙虚に耳を傾ける姿勢が大切である。保護者の不安や感情の行き違いの解消に努め、いじめ問題についての共通理解を図るとともに、学校と保護者が一体となって解決を図る必要がある。また、PTAや相談機関及び関係機関との連携体制を確立し、他機関からの情報も適切に活用して、いじめ問題の解消に取り組む必要がある。

《参考資料》

「『いじめ』に関する指導資料」(平成7年1月 京都府教育委員会)

「京都府いじめ対策協議会まとめ」(平成7年12月 京都府いじめ対策協議会)

「いじめ指導読本」(平成8年 京都府教育委員会)

「いじめの問題に関する総合的な取組について」(平成8年7月 調査研究協力者会議)

「いじめの問題に関する総合的な取組について」(平成8年7月 文部省通信vd3)

2 不登校

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう。

この状況は今や社会現象ともなり、特定の児童生徒だけではなく、どの子どもにも起こり得るという観点から、総合的に児童生徒をとらえていくことが大切である。

(1) 不登校状態が継続している理由

不登校の要因・背景としては、学校、家庭、社会、本人の意識の問題など様々な要因が複雑に絡み合っていることが多いと考えられるが、不登校に陥った直接のきっかけと不登校状態が継続している理由については次のようなものが考えられる。

ア 直接のきっかけ

- ・ 友人関係をめぐる問題.....いじめ、けんか等
- ・ 教師との関係をめぐる問題.....教師の強い叱責、注意等
- ・ 学業の不振.....成績の不振、授業がわからない、試験が嫌い等
- ・ 家庭の生活環境の急激な変化...親の単身赴任、転居等
- ・ 親子関係をめぐる問題.....親の叱責、親の言葉・態度への反発等
- ・ 家庭内の不和.....両親の不和、祖父母と父母の不和等本人に直接関わらないこと
- ・ その他本人に関わる問題.....極度の不安や緊張、無気力等で他に特に直接のきっかけとなるような事柄が見あたらないもの

イ 不登校状態が継続している理由

- ・ 学校生活上の影響.....いやがらせをする生徒の存在や教師との人間関係など、明らかにそれと理解できる学校生活上の影響から登校しない（できない）。
- ・ あそび・非行.....遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない。
- ・ 無気力.....無気力でなんとなく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない。
- ・ 不安などの情緒混乱.....登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を中心とした情緒の混乱によって登校しない（できない）。
- ・ 意図的な拒否.....学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない。
- ・ 複合.....不登校状態が継続している理由が複合して

いていずれが主であるかを決めがたい。

・その他.....上記のいずれにも該当しない。

不登校児童生徒の理解に当たっては、形式的にとらえるのではなく、成長過程にある児童生徒の内面を理解することが重要である。

(2) 不登校に対応する
ときの基本的視点

不登校問題に対しては、次のような視点に立って対応していくことが重要である。

不登校はどの子にも起こり得るものであるという視点に立って児童生徒に接していくことである。現在元気に通学している児童生徒も、様々な要因が作用して不登校となる可能性がある。

不登校となった直接のきっかけとして学業の不振や人間関係をめぐる問題など「学校生活での影響」がしばしばみられることに留意する必要がある。授業の内容がわからない、授業の進度についていけない、いじめや孤立など友人関係がうまくいかないなどの状況は、不登校を生じさせる大きな要因になることを認識し、教師一人一人が児童生徒理解を深めつつ、指導の改善を図る必要がある。

不登校は、学校、家庭、関係機関、本人の努力等によって、かなりの部分を改善ないし解決することができる。文部科学省の調査によると、学校としての対応では、家庭訪問を行ったり、電話をかけたりするなどの家庭への働きかけ、友人関係や教師との関係改善などの学校内での指導の改善工夫、相談機関との連携等の取組が効果を上げている。

いかに自立を促すかという視点をもって指導・援助すると同時に、児童生徒の学校生活への適応を図るために多様な方法が検討される必要がある。不登校児童生徒にとって重要なことは、単に再度学校に通える状況になればそれでよいというだけではなく、不登校という状況を乗り越える過程で児童生徒自身がどのような力を身に付け、いかに成長したかということである。

児童生徒の好ましい変化は、たとえ小さなことであっても、これを自立のプロセスとしてありのままに受け止め、積極的に評価することである。児童生徒の自立への歩みは決して一様ではなく、中にはゆっくりとした足取りを示す児童生徒もあり、それぞれ固有の成長過程と発達課題があることを理解しなければならない。

以上5点にわたって述べてきたが、あくまでも、不登校を示す児童生徒は成長途上であることから、その理解と指導・援助においては、不登校の原因

探索に終始するのではなく、成長過程で不登校がどのような課題を示しているのかを理解するように努めることが大切である。その際、関係機関との連携を視野に入れながら、心の成長を目指して根気強く指導・援助していくことが必要である。

また、不登校児童生徒以外にも、多くの潜在的な不登校傾向を有する児童生徒の存在や、高等学校における中途退学の増加が指摘されている。学校では、これらの学校不適應問題への対応も含めて、一人一人の個性を尊重し、児童生徒の立場に立って人間味のある温かい指導が行えるよう、絶えず指導の在り方に検討を加えることが大切である。また、児童生徒一人一人の様子や変化に留意し、初期対応や状況に即した柔軟な指導・援助が、教師に期待されている。

(3) 登園しにくい幼児とその対応

登園しにくい状況（登園しぶり）というのは、具体的には、別れぎわに泣いて親から離れないとか、家で「行かない」とだだをこねる等の子どもの様子である。

しかし、それが短期的なのか、長期にわたっているのか、また何歳児の、何月頃の状態なのか等の様子によってその対応が変わってくる。

親は「なぜ、行きたくないの」と聞いてしまうが、それをうまく説明できないのが幼児である。聞けば「意地悪な子がいる」等、とりあえず答えるが、それだけを信じてしまうのは危険である。また、教師は「明日は泣かずに来てね」と声かけするが、その一言が逆にプレッシャーになる場合がある。経験のある教師に幼児の様子を見てもらって、アドバイスをもらうなど、自分の価値観や判断だけで突き進んでしまわないことが大切な心得である。

登園しにくい原因

- ・「家庭でわがままだった」
- ・「よい子の枠に縛られている」
- ・「母子分離不安」等が考えられる。

こうした幼児に対する親の養育態度としては、一般的に「溺愛型」や「干渉型」がよく見られる。そのために、幼児の自立や基本的な生活習慣の獲得の遅れが、登園しぶりの表面上の理由になっているケースがある。

このように、幼児の行動は親の養育態度と大きなかわりあいがあるため、親自身の養育態度を振り返らせ、適切な対応の中で幼児の情緒を安定させることや基本的な生活習慣やルールを身に付けさせ、社会性をはぐくめるように促すことが大切である。

しかし、幼児期に登園しにくかった幼児が、小学校に入って、必ずしも不登校になるとは限らない。

幼稚園の教師としては、登園しにくい原因を、人間関係の問題だけに結び付けたり、理由にばかりこだわるのではなく、《その子どもの今》の心情に近づいていくことが、一番大切である。